

川崎市ショッピングモール維持管理要綱

(平成3年1月25日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市と商店街が協力してショッピングモールの維持、修繕及び管理を行なうことにより健全なる市街区域の発展を推進するため、ショッピングモールの維持管理の区分、維持・修繕の方法及び費用の負担に関する事項を定め、もって交通の円滑化、歩行の安全化、快適な道路環境の確保及び適正な道路の利用に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に定める用語の意義は次の各号のとおりとする。

- (1) ショッピングモールとは、本市の「街づくり庁内連絡協議会設置要領」で決定された商店街に位置し、道路の景観整備を計画又は既に整備済の道路をいう。
- (2) 管理とは、道路管理者の管理行為一般を総称したもので、維持、修繕をも包含するが当要綱においては、道路の所有権、占用許可権、道路工事承認権等の許・認可の権限をいう。
- (3) 維持とは、清掃、散水、除草等反復して行なわれる軽度の道路保存行為をいう。
- (4) 修繕（補修）とは、道路の損傷構造を仕様型に合わせて回復する行為をいう。
- (5) 適正管理とは、道路の正しい公的利用をいい、利己的な利用（道路上に物品の陳列・積み上げ・ごみ類の放置・看板類の掲出等）に因り通行の支障となる事象を存在させていない状態をいう。
- (6) 路面とは、道路の表層部分をいう。
- (7) 商店街希望仕様型とは、商店街が希望する舗装の仕様をいう。
- (8) 川崎市推奨仕様型とは、半たわみ性舗装または同等クラスの舗装の仕様をいう。
- (9) 川崎市指定仕様型とは、カラーチップ舗装または同等クラスの舗装の仕様をいう。

(適用の範囲)

第3条 川崎市内に存する商店街の中で、本市の「街づくり庁内連絡協議会設置要領」で決定されたショッピングモールをこの要綱の適用範囲とする。

ただし、川崎市が特に認めたものはこの限りでない。

- 2 この要綱の適用を受けようとする商店街は、川崎市と「ショッピングモール維持管理協定」を締結しなければならない。

(道路管理の原則)

第4条 ショッピングモールの管理権は、基本的に道路管理者が有するものとする。

- 2 ショッピングモールの路上に係わる第三者に対する事故等の損害賠償については、

道路管理権を有する川崎市が対応するものとする。

- 3 川崎市はショッピングモールが通常の機能を損ない通行に支障が及ぼすとみとめたときは、当該商店街に対して原状の回復を命ずることができる。

(維持、修繕費用の自費負担の原則)

第5条 ショッピングモールの維持及び修繕は、その特殊性に鑑み原則として商店街が自費をもって行なうものとする。

(川崎市施行工事の特例)

第6条 商店街は、前条の規定にかかわらずショッピングモールの修繕について、川崎市の修繕方針と合致した場合には、方法及び費用の負担等を協議の上で川崎市に施行の申請ができるものとする。

- 2 川崎市は、前項の申請があった場合に当該ショッピングモールの舗装材質、適正管理状態及び日常の清掃状況を勘案の上で川崎市の方針と合致した場合には極力協議に応ずるものとする。

- 3 第1項の申請により川崎市が修繕を行なう費用については、予算の範囲内において2分の1を商店街が負担するものとする。

ただし、路面の修繕費用については、次項に定める。

- 4 路面の修繕における費用については、予算の範囲内において、商店街希望仕様型は2分の1、川崎市推奨仕様型は4分の1、川崎市指定仕様型は10分の1を商店街が負担するものとする。

(川崎市が施工する修繕の範囲)

第7条 前条により川崎市が施行する修繕の範囲は次のとおりとする。

- (1) 路面の修繕
 - (2) ツリーサークルの修繕
 - (3) ガードレール等の修繕
 - (4) 駒止めの修繕
- (占有物件の取扱い)

第8条 商店街が管理する占有物件（シンボルアーチ、照明施設、アーケード、ストリート・ファニーチャ等）については、商店街が維持管理するものとする。

(修繕計画及び執行)

第9条 各商店街会長は、各年度の7月末日までに次年度のショッピングモール修繕の計画を作成し、第1号様式により川崎市に申請するものとする。

- 2 川崎市は、前項の規定に基づき商店街から申請があった場合には具体的な修繕の方法について商店街と協議するものとする。

(修繕費用の負担額の告知)

第10条 川崎市は、当該ショッピングモールの修繕に要する費用の総見積額及び商店街の負担額を第2号様式により商店街会長あて工事施行年度当初に通知するものとする。

2 川崎市は、当該ショッピングモールの修繕に要した費用が確定次第、総額及び商店街の負担額を第3号様式により商店街会長あて通知するものとする。

(緊急時の対応)

第11条 商店街会長は、当該ショッピングモールの緊急補修の必要があった場合、川崎市と協議し応急の措置をとるものとする。

2 川崎市は、前項の規定に基づき商店街会長から緊急の要請があった場合、交通安全上危険な状態と判断した時は、速やかに応急の措置を講ずるものとする。

3 前項の場合の費用については第6条第3項及び同条第4項に従って処理するものとする。

(修繕費用の納付及び徴収方法)

第12条 商店街会長は、第10条第2項により費用の額が決定した場合及び第11条第3項による費用については、川崎市が発行する納入通知書により商店街負担額の納付を行なうものとする。

2 川崎市は、商店街に納付の通知を発してから相当の期間負担金の納入を遅延した時は、別に定める基準により遅延料を徴収することができるものとする。

ただし、相当の理由を付した書面の提出があり、川崎市が認めた場合はこの限りではない。

(川崎市施行工事の特例の取り消し)

第13条 川崎市は、商店街がこの要綱に定める事項に違反したときは、川崎市施行工事の特例を取り消しできるものとする。

(附則)

1 この要綱に定めのない事項については建設緑政局長が定める。

2 この要綱の事務局は、川崎市建設緑政局道路河川整備部道路施設課に置く。

3 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

4 この改正要綱は、平成4年1月16日から施行する。

5 この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

6 この改正要綱は、平成25年5月17日から施行する。

7 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

ショッピングモール修繕計画書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者

住 所 _____

団体名 _____

代表者

職氏名 _____

川崎市ショッピングモール維持管理要綱第9条第1項に基づき申請します。
なお、修繕に要した費用の当商店街負担額については請求があり次第支払います。

修 繕 の 種 類	修 繕 の 場 所	修 繕 の 内 容	予 算 の 限 度 額
1 舗装補修			円
2 施設補修			円
			円
			円
*備 考 _____ _____			

第1号様式 継続用紙

修繕の種類	修繕の場所	修繕の内容	予算の限度額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

商店街名及び連絡先をご記入願います。

商店街名	
連絡者名	
電 話	

第3号様式

ショッピングモール修繕費用確定通知書

年 月 日

商店街名

会 長 様

川崎市長 印

年 月 日付けで協議のありました貴商店街の修繕計画について、下記のとおり修繕が完了し、費用が確定しましたので、貴商店街が費用の負担をしてください。

なお、修繕費用の総額は上段、貴商店街の負担額は下段のとおりです。

修 繕 の 種 類	修 繕 の 場 所	修 繕 の 内 容	総額及び負担額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

ショッピングモールの維持管理に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と商店街会長（以下「乙」という。）とは、ショッピングモールの維持管理について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、商店街がショッピングモールの維持管理を行なう場合の必要な事項を定めることにより、道路の構造を保全し、交通の円滑化及び歩行の安全化を図り、もって快適な道路環境の確保と新しい市街の発展に資することを目的とする。

（維持管理区域の設定）

第2条 この協定書の適用される区域は、別添図面のとおりとする。

2 図面には、路線名、地番、延長、幅員、面積を表示しなければならない。

3 路上に存在する道路付属物等の名称、位置

（維持修繕の区分）

第3条 当該ショッピングモールの基本的な管理権は、甲が有する。

2 ショッピングモールの維持修繕等は原則として乙が施行するものとする。

3 乙が行なう維持修繕の範囲は次の各号のとおりとする。

（1）第2条に記載された道路の維持修繕に関すること。

（2）道路の付属物の維持修繕に関すること。

（3）路面の清掃に関すること。

（4）その他甲が指示する事項

（維持修繕の費用の負担）

第4条 前条第2項に記す維持修繕の費用は、原則として乙が負担する。

2 甲が、川崎市ショッピングモール維持管理要綱第6条第1項の規定に基づき施行するときは、同要綱第6条第3項及び同条第4項の規定に基づき甲、乙それぞれ負担するものとする。

（資材の保管及び提供）

第5条 乙は、ショッピングモールの工事に使用した特殊舗装材については、承認条件のとおり乙の負担において備蓄及び保管するものとする。

ただし、流通市場において容易に確保できるものについては、この限りでない。

2 甲が当該ショッピングモールに関する工事を施行するため特殊舗装材を必要とする時、乙は無償でその資材を提供するものとする。

（維持修繕工事の申請）

第6条 乙が第3条の工事を施行する時は、甲に対してその都度協議するものとする。

ただし、日常の清掃等軽易なものは、この限りでない。

(緊急工事の施行)

第7条 甲は、第3条及び第6条の規定に拘わらず道路管理上重大な支障を及ぼす恐れがあると判断した時は、乙と協議して自ら工事等の施行をする場合がある。

2 前項の施行に要する費用は、第4条第2項の規定に基づき処理するものとする。

(道路の不正使用の防止)

第8条 乙は、当該ショッピングモールへの商品の陳列、置看板類の設置、自転車等の放置黙認及び交通の障害となるような行為を防止し、道路の適正な利用と道路環境の確保に努めなければならない。

(許認可等)

第9条 区域内における第三者からの道路使用等の許可申請及び承認申請に対する処理は甲が行うものとする。

(損害賠償等)

第10条 法令及び別に定めるものの外、当該ショッピングモールの区域内において第三者に損害を与えた時は、甲が基本的な管理責任を負うものとする。

2 乙が、川崎市ショッピングモール維持管理要綱に基づく適正管理を怠った場合は、この限りでない。

(疑義の解決等)

第11条 この協定書に定めのない事項で疑義を生じた場合には、甲乙協議してその解決にあたるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上で、各1通づつを保有するものとする。

年 月 日

甲 川崎市長 印

乙 川崎市 区 番地

商店街
会長 印